

議第251号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 3 号オ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第 1 項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第 1 項」に改め、同号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の右に「又は配偶者暴力防止等法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ク（ア）中「第 3 条 第 3 項 第 3 号」及び「第 5 条」の右に「（配偶者暴力防止等法第28条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号ク（イ）中「第10条第 1 項」の右に「（配偶者暴力防止等法第28条の 2 において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例中第 6 条 第 3 号クの改正規定は公布の日から、同号オの改正規定は平成26年10月 1 日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者のう

ち一定の要件を満たすものについては、同居親族がなくても市営住宅に入居することができることとする等の必要があるので提案する。